五間堀川の貞山運河区間の治水対策は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波を契機として平成26年12月に策定された、一級河川阿武隈川水系五間堀川圏域河川整備計画に基づき、接続する南貞山運河と同じＴ．Ｐ．（東京湾平均海面）＋3.7ｍを確保することなどを目標として、河川改修が実施されているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による破堤等のために、洪水、津波等による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、新たに設けられた防護水準の堤防が整備されることなどから、洪水、津波等による被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令で定められている規制基準を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイヌハギ及びミズオオバコその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされる種以外のものについては、保全対策の実施により、影響が回避等されると予測されている。

主な保全対策として、ニホンウナギについては、生息環境が一部悪化することから、施工時には濁水対策を行うとともに、護岸に空隙を設けることとしている。イヌハギ及びミズオオバコについては、工事により消失するおそれがあるため移植することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、宮城県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による破堤等のために、洪水、津波等による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、堤防を整備する案（以下「申請案」という。）並びに水門及び堤防を整備する案の２案による検討が行われている。申請案と他案とを比較すると、申請案は、取得面積が多いものの河川環境へ与える影響が小さいこと、大規模な仮締切工事を伴わないことから施工性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による破堤等のために、洪水、津波等による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県岩沼市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

宮城県岩沼市押分字八反田、字須加原、字新大同、字大同、字土手外東及び字下谷地並びに下野郷字赤江川、字藤曽根及び字新藤曽根地内

○九州地方整備局告示第二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月三日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

第１　起業者の名称　大分県

第２　事業の種類　一級河川筑後川水系有田川改修工事（左岸：大分県日田市大字東有田字ツル地内から同市大字東有田字星ヶ迫地内まで、右岸：大分県日田市大字東有田字森園地内から同市大字東有田字前迫地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　大分県日田市大字東有田字ツル、字田ノ中、字口ノ坪、字平島、字日掛、字星ヶ迫、字森園及び字前迫地内

２　使用の部分　大分県日田市大字東有田、字田ノ中、字口ノ坪、字平島及び字日掛地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県日田市大字東有田字ツル地内から同市大字羽田字中畑地内までの一級河川筑後川水系有田川（以下「有田川」という。）の左岸の延長4,100ｍ及び同市大字東有田字森園地内から同市大字羽田字宮ノ前地内までの有田川右岸の延長3,282ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川筑後川水系有田川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である大分県は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に該当し、同項の規定により、指定区間内の一級河川の管理は都道府県知事が行うものとされていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。